

農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担例

○いずれかの委員が実施

◎両委員が実施

●両委員のいずれか又はともに実施

	項 目	農業委員 (全域)	推進委員 (担当地区のみ)
①	総会での法令業務の許可、決定等	○	
②	総会に出席して、推進委員として意見を述べる		○
③	農地等の権利移動の許可、農用地利用集積計画の決定に係る現地調査	●	●
④	農地転用許可に係る現地調査	●	●
⑤	「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更、及び「地域計画」の策定	○	
⑥	指針の変更、及び計画の策定に関して、推進委員として意見を述べる		○
⑦	指針を踏まえた農地利用の最適化のための現場活動 a.担い手等への農地の集積・集約化（あっせん活動や集落での話し合い活動など） b.耕作放棄地の発生防止・解消 c.新規参入の促進	◎	◎
⑧	農地等の利用の最適化の推進に関する政策について、提出する意見決定	○	
⑨	農地利用最適化推進施策に関する意見について、提出する意見を述べる		○
⑩	日常業務の中での農地パトロール	◎	◎
⑪	利用状況調査	◎	◎
⑫	利用意向調査	◎	◎
⑬	和解の仲介	○	
⑭	法人化その他農業経営の合理化（法人化、農業者年金、家族経営協定、簿記記帳、税務指導等の推進）に関する業務	●	●
⑮	農業一般に関する調査及び情報提供（農業委員会だよりの発行、全国農業新聞・全国農業図書の普及推進等）に関する業務	◎	◎